別　紙

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１１年 法律第１５６号）第７条第１項の規定に基づき，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

１．修正の主な内容

（１）協定の締結等に伴い情報連絡先を追加。

（２）本社原子力部門の組織改正を反映。

（３）島根原子力発電所敷地内における緊急時の集合場所を追加。

２．修正年月日

平成２４年８月２０日

以　上